

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年3月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200220号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200035号

第1 結論

1 請求者のA社における平成15年6月11日、平成15年9月12日、平成15年12月15日、平成16年3月17日、平成16年10月4日、平成16年12月15日、平成17年6月15日、平成17年12月15日、平成18年6月15日、平成18年10月16日及び平成18年12月11日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成15年6月11日、平成15年9月12日、平成15年12月15日、平成16年3月17日、平成16年10月4日、平成16年12月15日、平成17年6月15日、平成17年12月15日、平成18年6月15日、平成18年10月16日及び平成18年12月11日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月11日
② 平成15年9月12日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年3月17日
⑤ 平成16年10月4日
⑥ 平成16年12月15日
⑦ 平成17年6月15日
⑧ 平成17年10月
⑨ 平成17年12月15日
⑩ 平成18年6月15日
⑪ 平成18年10月16日
⑫ 平成18年12月11日

A社から支払われた請求期間①から⑫までの賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①から⑫までについて、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑦まで及び⑨から⑫までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された賞与明細書の写し（以下「賞与明細書」という。）によると、請求者はA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間①から⑦まで及び⑨から⑫までの標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦まで及び⑨から⑫までに支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から⑦まで及び⑨から⑫までについて、賞与明細書によると、請求者は、当該事業所から上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の請求期間①から⑦まで及び⑨から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金特例法による訂正は認められないもの（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）、賞与明細書により確認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、請求期間①から⑦まで及び⑨から⑫までの訂正後の標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑧について、請求者及び当該事業所は、いずれも当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認又は推認できる資料を保管しておらず、このほかに、当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑧について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200220号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200035号

【標準賞与額に係る訂正】

		1	2
訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成15年6月11日	記録なし	1万5,000円	20万円
平成15年9月12日		6,000円	8万円
平成15年12月15日		3万円	40万円
平成16年3月17日		8,000円	10万円
平成16年10月4日		7万8,000円	8万円
平成16年12月15日		39万円	40万円
平成17年6月15日		24万4,000円	25万円
平成17年12月15日		45万7,000円	48万円
平成18年6月15日		19万1,000円	20万円
平成18年10月16日		9万3,000円	10万円
平成18年12月11日		44万6,000円	48万円

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200237号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200036号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を17万1,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月20日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に17万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、17万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200239号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200037号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を10万2,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を28万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年12月14日

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に10万2,545円、平成19年12月14日に28万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は10万2,000円、平成19年12月14日は28万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200240号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200038号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を10万5,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を29万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年12月14日

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に10万5,224円、平成19年12月14日に29万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は10万5,000円、平成19年12月14日は29万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200241号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200039号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を29万4,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を39万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年12月14日

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に29万4,000円、平成19年12月14日に39万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は29万4,000円、平成19年12月14日は39万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。